

参議院通商産業・地方行政連合委員会會議録第一号

昭和二十五年四月六日(木曜日)

委員氏名

通商産業委員

委員長 高橋 啓君

理事島

理事島 清君 理事廣瀬與兵衛君

理事玉置吉之丞君

理事玉置吉之丞君 栗山 良夫君

下條 恭兵君

下條 恭兵君 田中 利勝君

重宗 雄三君

重宗 雄三君 平岡 市三君

中川 以良君

中川 以良君 境野 清雄君

深川榮左門君

深川榮左門君 阿竹齋次郎君

山内 卓郎君

山内 卓郎君 鎌田 逸郎君

宿谷 榮一君

宿谷 榮一君 結城 安次君

兼岩 傳一君

兼岩 傳一君 駒井 藤平君

地方行政委員

委員長 岡本 愛祐君

理事吉川末次郎君

理事吉川末次郎君 理事岡田善久治君

三木 治朗君

三木 治朗君 黒川 武雄君

堀 末治君

堀 末治君 岩本 哲夫君

林屋龜次郎君

林屋龜次郎君 谷口彌三郎君

柏木 庫治君

柏木 庫治君 西郷吉之助君

島村 軍次君

島村 軍次君 鈴木 直人君

太田 敏兄君

太田 敏兄君 濱田 寅藏君

本日の會議に付した事件

○小型自動車競争法案(衆議院提出)

午前十一時二分開会

〔高橋啓君委員長席に著く〕

○委員長(高橋啓君) これより小型自動車競争法案について通商産業、地方行政連合委員会を開会いたします。先ず提案者から提案理由の説明を聞くことにいたします。

○衆議院議員(栗山良次郎君) 御審議を煩わします小型自動車競争法案に關しまして提案の理由を説明させて頂き

ます。

この法案は通産当局においてもかねてから構想をいたしておつたようでありますが、衆議院の方をいたしましては四十名各主要会派に亘る者が共同の提出者となりまして先々週議了をいたし、その際当該通産委員会でも若干の修正が加えられて、こちらの御審議を仰ぐことになつた次第でございます。この法案を各派殆んど共同の形で立案に着手いたしました主なる理由の第一点は、自動車の性能を高めて輸出対象として将来有望である小型自動車を海外によく認めさせて、日本の貿易振興に貢献するところまで持つて行くこと、それには競走をいたしまして性能の向上をさせることか一番捷徑である、その資料をいたしましては海外における実例を幾つか調査をいたしましたところ、英國あたりの例えばロールスロイスのような世界の最高級車として考えられておりますものも、その前身にあつては競走によつて初めて性能を高めたことができたというような文獻もございまして、現在でもツーリスト・トロフィー・レースというようなものもございまして、ここで競走をしてかなり政府も力を入れて性能を高めておりますし、アメリカ方面でもそうした方法によつて品質の向上を図つておるといふようなことに多くの刺激をされて、日本でも輸出対象となる小型自動車のそうした推進面が欲しいということも考えましたことが第一点でございます。

第二点としましては、おこがましいことにはなるかも知れませんが、地方の財源に或る程度の寄與がなされる、この二点が主なる立案の動機となりまして、又これを御審議して成立させて頂きたいと四十名が提案して考えました理由でございますが、先般試験的に東京でも一回、関西で数回小型自動車の民間の任意的な立場において競走をいたしましたのでありますが、国内産車と外国の車と比べますと非常な差がございまして、三割程度スピードが落ちる結果を見たのであります。スピードが低いということが、日本の車は劣性であるという結論的な印象を海外に與えるのが、今までの例でございまして、これはもう少し上げなければ海外宣伝をして輸出をするということがむずかしい、メーカーの方を調べましたところ、それは外国の車に追付くことは或る程度まで可能であるという見通しも得たわけでございまして、主に御説明を申す必要があらうかと考えますのは、地方における自治体主催者、これがどういふ立場でどれだけの財政収入になるかという点であらうと思ひますが、地方自治の自主権を尊重いたします、競馬とか競輪の場合のごとくにこれを扱いません、即ち中央が何でも干渉関與するといふ構想から離れまして、原案においては主催者を都道府県と構想いたしましたのでありますが、衆議院の当該委員会の御修正では、それに五大都市をも主催者として加えて欲しいといふことで、幸いその通りに

運んでおつて今御審議を願えます主催者といふことは、都道府県及び五大都市といふことであります、その主催者は各議会の決議によつてこれをやるかやらんかといふことを決め、同時にやらせる機関をもそこで指定することになりますので、主催者がこれを実施する場合に方々了解運動を求めて歩かなければならぬといふ弊害はそこで端的に除かれておる次第でございます。

財政収入としてどれだけのなるかといふ点は、法案にもはつきりと盛つてございまして、勝券投票券の売上高を百といひますならば、そのうちの七十五は配当金として投票券を買つた一般に拂戻される、あとの二十五は残りますうちの三割は国庫へ納入をする、後二十二残りありますが、二十二のうち五割以内、五割を超えない額を以て競走の実施に当りますつまり委託された団体の費用にする、それを本法案では競走会と称しておるのでありますが、十七割が施行者即ち都道府県並びに五大都市の直接取り金になるのでございまして、十七割中約七、八割は都道府県の実施の費用に費やされる見込であります、別途一割足らずが施行者の財政収入になるという構想でございます。大体実算は将来の問題になりますけれども、仮定の数字を求めて計算をいたしました、さうになりますといふ見通しを立案者達は一応持つた次第でございます。

それから大抵の方が御懸念を頂きます問題として、この競走から生ずる弊害、それから又危険の問題、非常に残酷ではないかといふ御懸念が各方面におありのようございまして、その二つの点について附加させていただきます、それは機械の力が、自動車競走の場合には約七、八割になりまして、運転技術者の貢献率といふものは二、三割程度に止まるのがまあ、テストの結果大体申上げ得る割合であります。従つて搭乗者の意思によつて著しく競走を歪曲することが申上げ得るのでございまして、同時に根本の目的が日本に残されたただ一つのスピードの道である自動車のスピードを上げて行くことといふことでありますので、競走場の構想といひましたも曲藝的にやるという構想ではなくして、本当にスピードを現わし得る競走場、これも申上げさせて頂きますならば、その競走場のコースの距離でございまして、英國あたりでは四百メートル程度のものをやつておるといふことでありますけれども、私共の目的はスピードを上げることにあるので、八百メートル以上、八百メートル又は千六百メートル、序に申上げますと、八百メートルのコースを作ります際には、附属施設を加えて約三万坪の地積が要りますし、千六百メートルを作らうと思ひますと、約六万坪の地積が要りますので、これは競走場を作ります土地の問題ということが含まれますので、本法案では農地を

潰してそれに充ててはならないということに附則に上げておる次第でございます。ですからまあ條件に恵まれた所でなければ、なか／＼法案は皆御精進して頂きまして実施には移れないということでございますが、私がそこで今申し上げたのは、スピードと品質の向上というところに重点が置かれてあつて、そのため競走場の構成等もかようになりますために、いわゆる八百長的なことはこの競技においては、仮にあつたとしてもその科学的な率は極めて低いという点でございます。それから危険率でございますが、この点については諸外国の例を通じて大分調べて頂いたものであります。これは向うの文献とか新聞雑誌より外に資料がございませんけれども、最近における最大事故は最近アメリカにおけるミジエット・モーター・カーレースをやりましたときに、死者が二名出ております。その原因として上げられておりますのは、車体とエンジンとの釣合を著しく破つて大變無理なことをした。英國あたりでやっておりますのは、両者の國際基準を嚴格に守ることにされておりますので、英國には取立てて上げられるような人命の死傷とか負傷とかいう事故は殆んどございせん。我が国でやらして頂きます場合でもそうしたエンジンと車体とのバランスを破るとか、若しくは障物的な競走は一切やらせないとかいうことによつて危険率は余程低下せしめ得るものと想定しておりますし、現に試験的に各地でいたしましたのは、實際の事故としては落ちて鎖骨をちよつと折つたという人が一名あつただけでございます。よく映画等で誇

大に示されているあつた事柄は試験でいたしました場合にはございせんであつた。それにしまして若千の危険率は見込まなければならぬので、自家保険というより制度を立てて、万一の場合に備へるということ、この財政上の運営としては構想されておる次第でございます。

次に衆議院の当該委員会において修正を行ひました点につきましては、通産當局若しくは当該委員会の委員長が御説明申上げるべきであらうと考えておりますが、便宜上依頼を受けましたのでそれを加へて頂きたく存じます。最初立案をいたしました者たちの考え方としては、これは地方自治体を尊重して、地方自治体が自己の意思によつて自己の企画通りに行へるようになりしうという考え方で都道府県といふものを挙げたのでございます。同時に余り多くの場所で行い得る性質のものではございせんとして、都道府県のうちでもさつき申上げた場所の關係でやりたくもやれないという所があまりでしうし、又そこに觀衆の集まりの程度ということもありまして、恐らくこれを実施できるものになりまして、最初の一年か二年は十ヶ所若しくは十五ヶ所くらいではなからうか。その自然制約を受けます他の事柄といひましては、現に競争に出場し得る車が日本にそう多数あるわけではございせん。百五十から二百でございまして、それから選手といひましては戦前に民間で行われたことがございまして、若干の経験者はございましてけれども、今後現われて来る予想を持ち得るにいたしまして、現在では大したことはございせん。二、三百名くら

いのものでございせん。それで実施し得る箇所が、法案に公平に作りまして、實際実施し得る数は少からうと考へたのでありますが、五大都市、これはこういうことには最も條件が揃つた主催者団体になり得るのであり、財政収入が是非欲しいから五大都市を主催者のうちに加へるという御意見がออกมาして、それが衆議院の当該委員会において成立をいたしておりますので、原案に添へて主催者に更に五大都市、即ち京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋は都道府県と相並んで主催者になれるという修正が衆議院で出されましたことを御了承賜りたく存じます。以上盡しておりませんでしうけれども提案の理由としてお聴き取りを頂いた次第でございます。

○委員長(高橋啓吉) これより質疑に入りまして、お諮りいたしますが、本日は特に地方行政委員の方の質疑を優先的にやりたいと思ひますが御異議ございませんか。

○委員長(高橋啓吉) 御異議ないものと認めましてそのように計らいます。尚今日提案者の代表の栗山さんの外に通産省の通商機械局長の玉置さん、車輛部長の森さん、車輛課長の伊藤さん、それではこれから質疑に入ります。御発言を願ひます。

○鈴木直人君 第三條第一項を衆議院において修正されて、五大都市を含めるといふことになっておりますが、第六條の修正がないように思われるのです。従つて五大都市のある都道府県においても都道府県に一ヶ所きり設立することができないということになるならば、例えば大阪府においては大阪府がやるか大阪府がやるかどちらかを選ばなければならぬということになると思ふのです。そこでいわゆる五大都市を含んでおる都道府県においては、いづれか一ヶ所以上は設置することができないということになるわけでしょうか。それをお尋ねいたします。

○衆議院議員(栗山長次郎君) お答え申上げます。只今衆議院の通商産業委員会の委員長代理を勤めておられます神田さんが見えになりましたから、ちややお答え申上げますが、これは仰せの通り主催者としては府なら府その府の中にある五大都市の中の一つが主催者にはなれる。併しこの競走場を作り出すことは競走の回数が一年を通じて限られておりますので無駄になるであらうと思ふ。でありますから大阪なら大阪で作り出す一つの競走場が両方の主催者によつて使われる、一つの競走場が両方の主催者によつて使われることを期待いたしておる次第でございます。

○鈴木直人君 そうしますと五大都市を含む都道府県におきましては、各都道府県と五大都市側との間においてお互いに協定して、いづれか一方がその建設者になつて、そうしてその建設されたところの競走場を使う方面において両方で相談の結果をやる、このういふような建前をとつておるわけでしょうか。

○衆議院議員(栗山長次郎君) お答え申します。今仰せの通りに運営される場合もありましようが、提出者の構想いたしました競走場の設置についてのことを申添へさせて頂きますならば、

○鈴木直人君 国家地方警察の方からお見えになつておるからお尋ねしたいのですが、今までの小型自動車競走とか普通の自動車の競走とか、そういったものは治安上危険だとして止めてあつたようなことはないでしうか。

○政府委員(武蔵文雄君) お答えいたします。勿論競馬式にいたしますもの

としては自動車の競技はなかつたと思
いますが、單なるいわゆる興行、観物
として或いはあつたかも知れませんが、その点は私共詳細に存じておりま
せん。

○岡本愛祐君 今私の質問したいの
は、別に危険なものとしてその競走を
禁止したことはなかつたかということ
です。

○政府委員(武蔵文雄君) さようなこ
とは聞いておりません。

○岡本愛祐君 栗山さんにお尋ねいた
しますが、ただスポーツとか何とかい
うそういうことは考えないで車の改良
のためにこの競走が行われるとお考
になりますか、スポーツとしてこれを発
達させて行こうというおつもりで
やりますのでありますか、その点
を……。

○衆議院議員(栗山長次郎君) 主目的
は今岡本委員長のお尋ねになりました
通りに車の性能の向上、それから地方
財政の寄與でございまして、これも実
際見ておきますと、スポーツとして将来
伸び得る可能性も可なり認め得るの
でございまして、つまり若干気品のあ
るものとしてこれを育て上げることが
できれば、今構想しております海外へ
も日本の優秀車ができましたら優秀車
及び選手を添えて派遣をする、海外か
ら選手を呼ぶ、というようなことも可
能でありますので、御指摘頂きました
スポーツの方面をこれに含めて行くこ
とも可能であると考えます。又望まし
いことであると存じます。

○岡本愛祐君 この法案を審議するに
當つて考へるのであります、この競
輪はスポーツとしてやられる建前であ
らうと思つたのであります、スポー

ツでなくとも賭そのものになつてい
る。この小型自動車競走法による小型
自動車の競走も賭そのものになること
は甚だ困るのであります、この法律
を作るに當つてその点を一番最初に考
えなければならぬことだろうと私は思
うのであります。段々御説明が栗山さ
んからありましたように、八百長的事
ことはこの自動車の性質上できない
ということはありませんが、競輪の場合
は随分八百長がありまして、もうスポ
ーツというより賭のためにやつてい
る。而も不正な賭のためにやつてい
るというふうになつてしまつてあるの
であります、こういうことのないよ
うな御心配と申しますか、その配慮を
なすつていらつじやるのかどうか栗山
さんに伺いたいと思つております。

○衆議院議員(栗山長次郎君) 御指摘
の点は私共は申上げました二つの目的
を達成する副次的な弊害として、やは
り同様の考慮をいたしましたし、又今
までも懸念が拂拭してはおりないこと
を正直に申上げなければならぬと思
いますが、それにつきましては法案の中
にもございまして、さような弊害
が現われて来た場合に監督官庁である
通産省でこれを抑制するとか、或いは
止めさせるとかいうようなことも、法
案の中に特に具体的な例を挙げており
ませんけれども、措置の講じ得るよう
に備えておりますので、これに携わる
人達には私共の懸念又こちら様の御懸
念もよく浸透するように、通産当局
は、その可能なる範囲においてやつて
くれることを期待いたしておるわけ
でございまして。

○岡本愛祐君 国家地方警察の方か
ら、只今まで行われている競輪の不正
事件、その他それに端を発した会場の
騒擾事件、つまり治安上に対していろ
いろな影響を及ぼして来ております
が、これについての今までの有様とい
うか、その扱い方、それからこういう
競走についてという注意をしなければ
ならぬかというふうなことが分つて
おれば、国家地方警察から聴きたいと
思ひます。

○政府委員(武蔵文雄君) お答えいた
します。競輪で現在まで八百長式の競
技が行われた、そのためにいわゆる警
察事故となつたもの、それを大きく分
けますと三つのものがあるようであ
ります、一つはいわゆる地方ボスが役
員になつてそれが選手を自分の意のま
まに動かして八百長レースをやらせ
る、第二には、役員にはなつていない
けれども、そのボスが直接に選手を買
収等によつて八百長レースをやらせ
る、第三はまあ選手双互間で談合して
特定の選手に勝たしたり或いは故意に
負けたりするといふふうの八百長、三
つのものがあるようでございます。

で最近までに大きな事件といたしま
しては、昨年の四月にありました西宮
の八百長でありました。これは地方ボ
スの某が子分を三十人ばかり、競輪場
の整理員として、そうしてそのレー
スの場合に、その出場選手に一人あたり
五千円くらいを贈賄する約束で八百長
レースをやつた。この外に小倉、鳴尾
でも八百長レースをやりました。この
件については贈賄者五名、仲介者十
名、収賄者二十二名、これを検挙いた
しております。尚この場合自動車振興
会では一人あたり五十円くらいずつ返
還しておるようであります。次は五
月に大阪の住吉で、たま／＼或るレー

スのときの一人の選手が、外の八人の
選手から百五十メートルばかり間を開
けてゴールインをして大穴があいた。
そこで観衆が八百長だと騒ぎ出して乱
闘事件になつた。結局車券拂い戻しで
事件は解決しておりますが、この間警
察官に対して公務執行妨害等があつ
た、こういう事件がございまして。次
いで六月に鳴尾でやはり八百長レース
がありました。これはその一つのレー
スで、A級選手が八名、B級選手一名が
出場しましてレースが行われたのであ
りますが、その中のB級選手が一着と
なつた。そこで観衆が八百長だと言つ
て騒ぎ出した。それで振興会の方で
は、八名のA級選手に出場停止処分を
發表した。併し観衆が納得しないで車
券の拂い戻しを要求した。そこで憤慨
した観衆が事務所の車券売場などに押
しかけ、結局スタンドの三ヶ所に放火
をし、そのとき治安に當つた警察官或
いは消防官にいろ／＼暴行を加えたとい
うようなこともあります。公務執行
妨害で検挙いたしました。七月に埼玉
県の大宮で、これはやはり地方ボスと
選手との談合による八百長ですが、十
月にも又大宮で或る選手が調子が悪く
て二着となつたために、これを八百長
レースだと言つて地方ボスの某が自分
と共に選手達の控室に押し掛けて行つ
て、これを殴つたという事件がありま
す。十月に岐阜でやはり選手間でこれ
は談合がありまして、八百長レースを
やつたということがあります。最近と
いたしましては二月の川崎の事件であ
りまして、これは地方ボス某外二名
が選手八名に対して八万四千円の贈
賄をしております。最高が二万円、
最低が五千円くらいの贈賄をしておる

ようであります、その後も地方ボス
と結託してこういつた事故がそれから
数回に亘つて選手を買収して八百長
レースをやつておるといふことがござ
います。目下これは引続き検挙中であ
ります。現在までに贈賄者側三名、収
賄者側、これは選手であります、十
九名、合計して二十二名引続き検挙中
であります。

まあ顯著な事件としては以上申上げ
たような状況であります。で、純然たる
警察の立場から、こういうものの捜査
の任に當つております者として、氣付
いた点を二、三申上げたいと思ひま
す。その一つは、競輪でも、恐らくこ
の法案でもさうだろうと思ひますが、
選手と役員が収賄した、これについて
は処罰の規定があるものであります。と
ころがその收賄のない、或いは收賄の
立証のできない不正レースというもの
が相當あるわけでありまして。こうい
つたものに対しての処罰規定が現在な
い。従つて選手間でいろ／＼談合して
やつたというだけでは処罰されておら
ない。で、贈賄の立証ができなければ
ば我々としては送付できないという点
で非常に取締上悩みを感じているとい
う点が第一点であります。

第二点は、選手なり或いは役員に対
して、いろ／＼強要したり或いは脅迫
をしたりする事例が非常に多いのであ
ります。これは御承知の通り刑法の規
定であります。非常に軽い規定になつ
ております。強要については三年以
下、脅迫については二年以下又は五百
円以下という非常に軽い刑罰になつて
おります。實際の状況に比して必ずし
もこの刑法の規定だけで足りるものか
どうか、このあたりも検討を要するの

ではないかと考えます。

第三は、常に事故が起りますのは、いわゆる八百長レースだ、不正レースだということだ、ファンが騒ぎ出す、その間に主催者側の態度が明確を欠くというようないふことがあつて、場合によつては強引に押切られて車券の拂い戻しをするというふうな事態が起つて来る。殊に大体損をした者が騒ぎ出す、その者が何といつても数が多い、それに圧倒されて車券の拂い戻しをした、或いはその間でトラブルが起つたりするといふことで、不正レースに対する取扱い、逆に申しますれば審判の權威尊重、或いは協会の本心に正しい取扱い、こゝいつた点で往々にして明確を欠く場合がある、それが徒らに事故を大きくして乱闘騒ぎになるといふ事例が非常に多いのであります。こゝいつた面についてのレースの取扱い方というものを確明にし、且つこれを厳正に行うということが大事だと考えられるのであります。

それから第四は、只今もお話がありました、いろいろの弊害が起る、その防止について監督官庁におかれて十分に御監督を願いたい。我々は警察取締の立場からこれに当るのであります、競技自体というものに對しての監督官庁の厳正な監督をお願いいたします。まあ我々の純然たる警察の立場からの御意見を申し上げます。

○委員長(高橋啓君) それでは今日はこの程度にて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

出席者は左の通り。

通商産業委員
委員長 高橋 啓君
理事

委員

島 清君
廣瀬與兵衛君
玉置吉之丞君

地方行政委員

委員長 岡本 愛祐君
委員

衆議院議員

三木 治朗君
黒川 武雄君
谷口彌三郎君
柏木 庫治君
島村 軍次君
鈴木 直人君
櫻内 辰郎君
栗山長次郎君

政府委員

国家地方警察本部
部長(刑事部長)
通商事務官
(通商機械局長)
武藤 文雄君
玉置 敬三君